改正後	改正前
三　総合試験 検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。なお、無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。	三　［同左］ ［同左］
総合試験の方法等 / 検査の成績 ［略］ 2　携帯無線通信の基地局等及び陸上移動中継局にあっては、任意の１チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。 / ［略］ ［略］	総合試験の方法等 / 検査の成績 ［同左］ 2　携帯無線通信の基地局及び陸上移動中継局にあっては、任意の１チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。 / ［同左］ ［同左］
［注　略］	［注　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百七十九号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［１・２　略］ 3　無線設備等 ［一・一の二　略］ 二　電気的特性	［１・２　同左］ 3　［同左］ ［一・一の二　同左］ 二　［同左］
点検の項目 / 具体的な点検の実施方法等 1　周波数 / ［ア～オ　略］ カ　アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局（以下「基地局等」という。）及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 ㋐　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を	点検の項目 / 具体的な点検の実施方法等 1　［同左］ / ［ア～オ　同左］ カ　アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 ㋐　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選